

鳥取市気高地域新設統合小学校整備
基本構想
基本計画
(案)

令和7年6月

鳥取市教育委員会

鳥取市気高地域新設統合小学校整備 基本構想・基本計画 目次

第1章 基本構想・基本計画策定の背景・目的

第2章 基本構想

- 1 基本構想の概要
- 2 上位計画・関連計画の概要
- 3 対象となる学校施設の現状
- 4 施設のコンセプト
- 5 主な想定施設

第3章 基本計画

- 1 基本計画の概要
- 2 敷地と条件・法規制等
- 3 施設規模
- 4 配置計画
- 5 諸室計画
- 6 構造計画等の検討
- 7 整備スケジュール

全国的に少子化が進む中、本市においても児童・生徒数が年々減少し、小規模の学校が増えてきている。現在、本市では学校の規模が小さくてもその強みを生かして魅力ある学校づくりが行われているが、今後は学校の小規模化がさらに進むことが考えられる。

気高地域新設統合小学校については、平成29年8月に逢坂の教育を考える会より気高地域の小学校の「新設統合」の要望書が提出され、令和2年には、宝木小学校のあり方を考える会・瑞穂小学校のあり方を考える会・浜村地区の教育のあり方を考える会より同様の要望書が提出された。

令和2年10月に第14期校区審議会より、「今後の気高中学校区の小学校のあり方について」の答申が示され、「宝木小学校、瑞穂小学校、浜村小学校及び逢坂小学校の4校は、気高地域の中長期的な姿を見据え、新設統合する」とされた。

この答申を受け、本市教育委員会は、気高中学校区の小学校のあり方についての基本方針を定め、「逢坂小学校、宝木小学校、瑞穂小学校、浜村小学区の4校は、気高地域の中長期的な姿を見据え、1つの学校として新設統合する」とした。

令和5年4月開催の定例教育委員会において、気高地域の小学校については、令和4年2月に提出された気高地域学校統合準備委員会からの報告書の内容を基にした気高地域学校統合に関する関係者会議での議論の結果も踏まえ、宝木・瑞穂・浜村及び逢坂の4校を1つの小学校として新設統合すること、新設統合小学校の学校候補地をJR浜村駅南側とする基本方針を定めた。

その後、庁内検討委員会の検討等を踏まえ、令和6年9月25日の定例教育委員会で、新設統合小学校の予定地をJR浜村駅南側とすることで決定した。

本基本構想・基本計画は、これまでの検討の経過を踏まえ、将来を担う子どもたちの教育環境を最優先に考え、気高地域にとっても魅力ある学校づくりを行うため、統合小学校の整備に関する基本的な事項や方針を示し、今後の設計の指針となる基本的な考え方等を定めたものである。

なお、統合小学校の整備にあたっては、地元である気高地域とともに事業を進めていく必要がある。そのため、本基本構想・基本計画の策定にあたっては、気高地域の児童等保護者・学校・地域住民の代表者で構成される気高地域学校統合準備委員会でも検討を行った。今後も、教育理念・教育ビジョンやその他の必要事項について学校統合準備委員会で検討し、その内容を尊重しながら事業を進めるなど、地域とともに気高地域の統合小学校の開校を目指していく。

1 基本構想の概要

2 上位計画・関連計画の概要

本市の人口は平成１７年の国勢調査をピークに減少傾向にあり、出生率の低下や若者の転出超過と同時に高齢化の進展が大きな課題となっている。また、近年、全国的に頻発する台風や地震などの大規模な自然災害や新型コロナウイルスへの対応など、住民と直接接する市町村は様々な危機事象への対応が求められている。

このため、本市の地方創生の取組を深化・加速させ、新たな時代にふさわしいまちづくりを進めるために、第11次鳥取市総合計画を策定した。

めざす将来像		いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市													
まちづくりの理念		鳥取市を飛躍させる、発展させる													
都市のすがた		多極ネットワーク型コンパクトシティ													
基本構想（令和3年度～令和12年度）		基本計画（令和3年度～令和7年度）													
まちづくりの目標	政策	基本施策	重点施策												
誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち	未来を創る人材を育むまちづくり	- 結婚・出産・子育て支援 - 教育の充実・郷土家の醸成 - 生涯学習の推進	<table border="1"> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	I	II	III	●			●			●		
	I	II	III												
	●														
	●														
	●														
住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり	- 安心できる社会保障制度の運営 - 超高齢社会に向けたまちづくりの推進 - 障がいのある人の自立支援	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						●							
		●													
健康でいきいきと暮らせるまちづくり	- 健康づくり・疾病予防・介護予防の推進 - 安全・安心のための保健衛生と医療の推進 - スポーツ・レクリエーションの振興	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						●							
		●													
人権を尊重し、ともに築く共生のまちづくり	- 人権意識の推進と人権意識の醸成 - 男女共同参画社会の形成 - 地域福祉の推進 - 多文化共生のまちづくりの推進 - 協働のまちづくりの推進	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> </table>						●						●	
		●													
		●													
人が行きかい、にぎわいあふれるまち	ビジネス環境の変化に対応した生産性の高い活力あるまちづくり	- 持続可能な経済成長の実現 - 工業の振興 - 農業とサービス業等の振興 - 農林水産業の成長産業化	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> </table>		●			●			●			●	
		●													
		●													
		●													
		●													
人が集う交流のまちづくり	- ふるさと・いなか回帰の促進 - 滞在型観光の推進 - シティセールスの推進 - 自治体間連携の推進 - 他都市との交流の推進	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> </table>			●			●			●			●	
		●													
		●													
		●													
		●													
文化芸術の賑わいあふれるまちづくり	- 文化芸術によるまちづくりの推進 - 文化財の保存・整備による「まちづくり」資産の形成	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			●										
		●													
豊かな自然と調和して、安全・安心に暮らせるまち	快適で暮らしやすい生活環境づくり	- 生活基盤の充実 - 中心市街地の活性化 - 魅力ある中山間地域の振興 - 交通ネットワークの充実 - 地域情報化の推進	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> </table>		●			●			●			●	
		●													
		●													
		●													
		●													
安全・安心に暮らせるまちづくり	- 地域防災力の向上 - 防災・交通安全対策の充実 - 安全・安心な消費生活の確保	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			●										
		●													
環境にやさしいまちづくり	- 循環型社会の形成 - 環境保全活動の推進	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>													

I

次世代の鳥取市を担う
「ひとづくり」

II

誰もが活躍できる
「しごとづくり」

III

にぎわいあふれる
安心して暮らせる
「まちづくり」

計画推進における基本方針

多様化する市民ニーズへ対応するための協働・連携体制の強化	時代の変化に即応できる組織体制の構築	将来を見据えた持続可能な財政基盤の確立	自治体間の広域的な連携の推進
------------------------------	--------------------	---------------------	----------------

まちづくりの目標1として、「誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち」を掲げ、政策1「未来を創る人材を育むまちづくり」の「基本施策2 教育の充実・郷土愛の醸成」では、教育環境の充実として以下の施策を挙げている。

- ・ 老朽化した学校施設・設備の機能改善を図り、快適な学習環境を確保します。
- ・ 学校事務の効率化や働き方の見直しを行い、教職員の多忙化を解消して教育の質の向上をめざします。
- ・ 事故や災害、未知の感染症などの発生に備え、児童生徒の安全を確保する施策の充実に取り組みます。
- ・ 学校と地域が一体となって校区のあり方を検討し、地域の実情に応じた活力ある学校づくりをめざします。
- ・ 公立鳥取環境大学に対する施設整備等を進め教育環境のさらなる充実を図ります。

(2) 第2期鳥取市の教育等の振興に関する大綱（令和3年度～令和7年度）、第2期鳥取市教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）

第11次鳥取市総合計画や関連する個別計画との整合性を図りながら、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する施策について、目ざすべき将来像を示すとともに、総合的かつ体系的に推進するための基本的な方針として、「第2期鳥取市の教育等の振興に関する大綱」を策定している。

また、本市のめざすべき教育の基本的な方向性とその施策を明らかにし、必要な施策を総合的・計画的に推進するため、第2期鳥取市教育振興基本計画を策定している。本計画は、教育の目標や施策の根本となる方針を定めた「鳥取市の教育等の振興に関する大綱」について、より具体的な方向性を示すものとなっている。

【体系図】



～基本計画の施策体系～

基本方針	推進施策	主な取り組み	SDGsの主な指標
知を深める 教育の充実を図り、その質を高めます！	(1) 社会を生きぬく力を育む教育の推進 (2) すべての子どもの学びの保障の充実 (3) 充実した教育環境の推進	・夢・希望や志を持つ次代を担う人材の育成 ・児童生徒一人一人の深い学びの実現 ・自己有用感を高める学習の推進 ・一人ひとりのニーズ等に応じた教育の充実 ・不登校等の児童生徒への教育の保障 ・経済的に困難な家庭の児童生徒の就学を支援 ・学校施設の充実 ・教育の高度化に向けた活力ある学校づくり ・労働安全衛生管理体制の整備 ・防災教育の推進、通学路や放課後の安全確保	4-1, 4-2, 4-3, 4-4, 4-5, 4-6, 4-7, 4-8, 4-9, 4-10, 4-11, 4-12, 4-13, 4-14, 4-15, 4-16, 4-17, 4-18, 4-19, 4-20, 4-21, 4-22, 4-23, 4-24, 4-25, 4-26, 4-27, 4-28, 4-29, 4-30, 4-31, 4-32, 4-33, 4-34, 4-35, 4-36, 4-37, 4-38, 4-39, 4-40, 4-41, 4-42, 4-43, 4-44, 4-45, 4-46, 4-47, 4-48, 4-49, 4-50, 4-51, 4-52, 4-53, 4-54, 4-55, 4-56, 4-57, 4-58, 4-59, 4-60, 4-61, 4-62, 4-63, 4-64, 4-65, 4-66, 4-67, 4-68, 4-69, 4-70, 4-71, 4-72, 4-73, 4-74, 4-75, 4-76, 4-77, 4-78, 4-79, 4-80, 4-81, 4-82, 4-83, 4-84, 4-85, 4-86, 4-87, 4-88, 4-89, 4-90, 4-91, 4-92, 4-93, 4-94, 4-95, 4-96, 4-97, 4-98, 4-99, 4-100
心をつなぐ 学びの環境を豊かにします！	(1) 生涯にわたり、心豊かに学び育つことができる環境の充実 (2) 持続可能な地域づくりを支える社会教育の推進 (3) 歴史と文化が息づくふるさと創生 (4) ぬくみのある読書環境づくりの推進	・生涯学習社会の実現 ・生きがいに満ちた暮らしができる地域づくり ・子どもと共に「学び」「育つ」地域社会の形成 ・豊かな心を育み人を大切にする人権教育の充実 ・地区公民館等を活用した地域づくりの推進 ・社会福祉施設で子どもを育む持続可能な環境づくり ・地域資源を活用したふるさと教育の推進 ・文化財の保護と活用、次世代への継承 ・郷土を愛する人材の育成 ・歴史と文化の薫りに満ちたまちづくり ・読書を通じた心や夢の育み、人づくりや地域づくり ・図書館を通じた地域文化の創造を支援 ・読書活動による読書・読書の教育力の向上	4-1, 4-2, 4-3, 4-4, 4-5, 4-6, 4-7, 4-8, 4-9, 4-10, 4-11, 4-12, 4-13, 4-14, 4-15, 4-16, 4-17, 4-18, 4-19, 4-20, 4-21, 4-22, 4-23, 4-24, 4-25, 4-26, 4-27, 4-28, 4-29, 4-30, 4-31, 4-32, 4-33, 4-34, 4-35, 4-36, 4-37, 4-38, 4-39, 4-40, 4-41, 4-42, 4-43, 4-44, 4-45, 4-46, 4-47, 4-48, 4-49, 4-50, 4-51, 4-52, 4-53, 4-54, 4-55, 4-56, 4-57, 4-58, 4-59, 4-60, 4-61, 4-62, 4-63, 4-64, 4-65, 4-66, 4-67, 4-68, 4-69, 4-70, 4-71, 4-72, 4-73, 4-74, 4-75, 4-76, 4-77, 4-78, 4-79, 4-80, 4-81, 4-82, 4-83, 4-84, 4-85, 4-86, 4-87, 4-88, 4-89, 4-90, 4-91, 4-92, 4-93, 4-94, 4-95, 4-96, 4-97, 4-98, 4-99, 4-100
体を強く 健康な心と体を育みます！	(1) 子どもの健全な食生活と学校保健の推進 (2) すべての市民がいつでも楽しめるスポーツ活動の振興	・学校教育の充実と食育の推進 ・安全で安心な学校給食の提供 ・保健管理と保健教育の推進 ・生涯にわたる豊かな心と健康な体の育み ・スポーツ活動の推進・スポーツ推進人材の育成 ・安全で多様なスポーツ環境の確保	3-1, 3-2, 3-3, 3-4, 3-5, 3-6, 3-7, 3-8, 3-9, 3-10, 3-11, 3-12, 3-13, 3-14, 3-15, 3-16, 3-17, 3-18, 3-19, 3-20, 3-21, 3-22, 3-23, 3-24, 3-25, 3-26, 3-27, 3-28, 3-29, 3-30, 3-31, 3-32, 3-33, 3-34, 3-35, 3-36, 3-37, 3-38, 3-39, 3-40, 3-41, 3-42, 3-43, 3-44, 3-45, 3-46, 3-47, 3-48, 3-49, 3-50, 3-51, 3-52, 3-53, 3-54, 3-55, 3-56, 3-57, 3-58, 3-59, 3-60, 3-61, 3-62, 3-63, 3-64, 3-65, 3-66, 3-67, 3-68, 3-69, 3-70, 3-71, 3-72, 3-73, 3-74, 3-75, 3-76, 3-77, 3-78, 3-79, 3-80, 3-81, 3-82, 3-83, 3-84, 3-85, 3-86, 3-87, 3-88, 3-89, 3-90, 3-91, 3-92, 3-93, 3-94, 3-95, 3-96, 3-97, 3-98, 3-99, 3-100

【基本理念】

“ふるさとを思い 志をもつ人づくり”を進め、“夢と希望に満ちた次代”を“ひらく”！

市民一人ひとりが、社会の変化や課題に対応しながら夢や希望に向かって力強く歩んでいけるよう、ふるさとへの思いや志をもち、たくましく活躍できる人づくりを進めます。

さらに、第11次鳥取市総合計画が示す将来像「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」をめざし、教育を通じて、市民誰もが自己実現できる社会にしたいと考えています。

このような社会を構築するためには、本市のほかにはない優位性や特性である「鳥取らしさ」をいかしつつ、新たな次代を「ひらく」ことが大切です。

この理念に基づき、教育の充実を図り質を高める「知を開く」、郷土を愛し豊かな心を育む「徳を啓く」、未来を創造する健やかな体を育む「^{たい}体を拓く」、という3つの「ひらく」を推進し、誰一人取り残すことのない教育の実現をめざします。

【基本方針】

I. 教育の充実を図りその質を高めます！【知を開く】

- (1) 社会を生きぬく力を育む教育の推進
- (2) すべての子どもの学びの保障の充実

(3) 充実した教育環境の推進

II. 郷土を愛し、豊かな心を育む学びの環境を築きます！【徳を啓く】

- (1) 生涯にわたり、心豊かに学び育つことができる環境の充実
- (2) 持続可能な地域づくりを支える社会教育の推進
- (3) 歴史と文化が息づくふるさとの創生
- (4) 親しみのある読書環境づくりの推進

III. 未来を創造する健やかな体を育みます！【体を拓く】

- (1) 子どもの健全な食生活と学校保健の推進
- (2) すべての市民がいつでも親しむことのできるスポーツ活動の振興

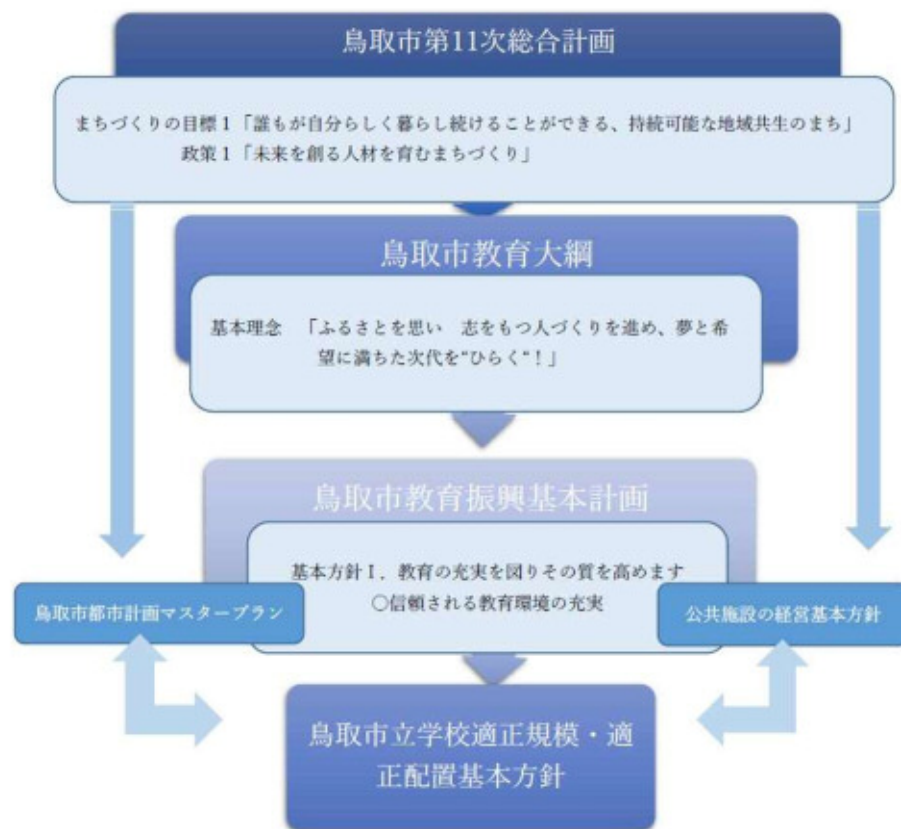
推進施策「充実した教育環境の推進」では、以下の内容を掲げている。

- 子どもが生き生きと学び活動できる環境を整えるため、老朽化した施設の改修や、トイレの洋式化などの学校施設の充実を図ります。
- 学校と地域が一体となり、地域の実情に応じた活力ある学校づくりをめざすため、学校のあり方を検討する組織づくりを支援します。
- ICTの活用や学校サポート体制の構築を図り、学校業務の効率化や共同化など学校業務の改善によって教職員の多忙化を解消します。
- 教職員の健康保持と教育活動の充実を図るため、労働安全衛生管理体制の整備を図ります。
- 事故や災害、感染症等に対して、児童生徒が正しい知識をもち自らの命を守ることができるよう、実践的な学習を通して危機管理意識を高める教育を推進します。
- 交通安全・防犯・災害時対応等の視点から、関係機関との連携のもと、通学路の安全確保を推進します。
- 放課後児童クラブや放課後子ども教室を設置し、放課後の児童の安全・安心な場所を確保するとともに、家庭や地域等と連携し児童の健全な育成を図ります。

(3) 鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針

児童・生徒の数が減少しても、教育の水準がなるべく公平に維持されることを最優先とするため、本市では、令和3年3月に「鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針」を策定した。

【体系図】



気高地域を含む西2ブロックについては、以下の通り記載しています。

西2ブロック

(1) 20年後の学校数の目安

小学校 1～3校 (含義務教育学校)

中学校 1～3校 (含義務教育学校)

(2) 児童・生徒数等の現状と推計 単位：(人)

小学校		[R2]		[R22]		
児童数	学級数	全児童数	全学級数	学校数		
宝 木	71	5	➡	380 ～ 570	18～24	
瑞 穂	47	5				
浜 村	227	11				
瀬 坂	30	4				
青 谷	181	8				
鹿野学園 (前期)	153	7				
計	709	40				

中学校		[R2]		[R22]		
生徒数	学級数	全生徒数	全学級数	学校数		
気 高	184	6	➡	220 ～ 290	9～12	
青 谷	105	4				
鹿野学園 (後期)	76	3				
計	365	13				

(3) 地域協議における留意事項

西2ブロックは、気高・青谷・鹿野がそれぞれ本市マスタープランの地域生活拠点に指定されています。過疎化による急激な人口減少が進んでおり、令和2年度時点で、小学校3校に複式学級が存在します。

これを踏まえて気高中学校区においては、4小学校の統合に向けて地域で協議されていますが、他の中学校区でも大幅な児童生徒数の減少が想定されますので、3つの地域生活拠点にも配慮しながらブロック全体で児童・生徒が将来的に適正な規模の学校へ通学できるよう検討されることが望まれます。

(4) 小学校整備指針（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）

文部科学省は、学校教育を進めるうえで必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示した「小学校整備指針」を定めている。本基本構想・基本計画策定にあたり、必要な部分について、参照を行う。

(5) 学校施設バリアフリー化推進指針（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）

文部科学省は、学校施設のバリアフリー化を推進していく観点から、学校施設のバリアフリー化等の基本的な考え方や、学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意事項を示した「学校施設バリアフリー化推進指針」を定めている。本基本構想・基本計画策定にあたり、必要な部分について、参照を行う。

(6) 鳥取市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、市及び市域の防災関係機関その他の防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務及び業務の大綱を定めている。災害時は本計画に基づく避難行動を実施する。

3 対象となる学校施設の現状

統合対象校となる宝木小学校、瑞穂小学校、浜村小学校、逢坂小学校の現状を示す。

(1) 配置図



(2) 施設概要

項目	宝木小学校	瑞穂小学校	浜村小学校	逢坂小学校
敷地 (㎡)	11, 721	11, 976	12, 380	17, 214
校舎				
延床面積 (㎡)	2, 629	1, 905	3, 171	1, 778
階数	3	3	3	3
普通教室数	8	6	14	6
特別教室数	7	7	6	7
理科室	1	1	1	1
生活科室	-	-	-	-
音楽室	1	1	1	1
図画・工作室	1	1	-	-
家庭科室	1	1	1	1
視聴覚室	-	-	-	-
コンピュータ室	1	1	-	-
図書室	1	1	1	1
特別活動室	1	1	2	3
管理諸室	10	10	10	7

校長室	1	1	1	1
職員室	1	1	1	1
事務室	-	-	-	-
印刷室	1	1	1	1
保健室	1	1	1	1
職員更衣室	1	1	1	-
給湯室	-	1	1	-
放送室	1	1	1	1
教育相談室	1	-	1	1
会議室	1	1	-	-
教材室・倉庫	1	1	1	-
配膳室	1	1	1	1
屋内運動場				
延床面積（㎡）	830	822	943	819

（３）児童数及び学級数（令和 7 年 5 月 1 日現在）

①令和 7 年度児童数及び学級数

	宝木小学校	瑞穂小学校	浜村小学校	逢坂小学校
児童数	53	49	227	16
普通学級数	5	6	11	3
特別支援学級数	2	1	2	1

②小学校別児童数の将来予測

学校名	宝木小学校	瑞穂小学校	浜村小学校	逢坂小学校	計
令和 7 年度	53	49	227	16	345
令和 8 年度	43	42	219	18	322
令和 9 年度	46	40	226	18	330
令和 10 年度	40	37	219	22	318
令和 11 年度	33	38	214	21	306
令和 12 年度	32	35	204	22	293
令和 13 年度	29	34	206	17	286

③学年別児童数の将来予測

学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	計
令和 7 年度	45	54	61	62	55	68	345
令和 8 年度	45	45	54	61	62	55	322
令和 9 年度	63	45	45	54	61	62	330
令和 10 年度	50	63	45	45	54	61	318
令和 11 年度	49	50	63	45	45	54	306
令和 12 年度	41	49	50	63	45	45	293
令和 13 年度	38	41	49	50	63	45	286

4 施設のコンセプト

・子どもが生き生きと学び活動できる充実した学校環境

学校は児童の学び及び生活の場であることを踏まえ、子どもたちが生き生きと学び活動できる快適な室内環境の整備を目指す。具体的には、トイレの洋式化・乾式化、特別教室を含めた各教室への空調整備等を行う。

・防災を意識した安全・安心な学校づくり

災害時において、児童・教職員のみならず、地域住民が利用される避難施設になることを踏まえ、浸水を想定した建物基礎高、マンホールトイレ、かまどベンチ、スロープやエレベータの設置等によるバリアフリー化、オストメイト対応、バリアフリートイレの整備、キュービクル（受変電設備）・室外機の高層化を検討していく。また、全ての利用者が利用しやすいようなユニバーサルデザインに配慮した学校づくりも併せて検討していく。

・主体的・対話的で深い学びの実現のための ICT 環境の整備・充実

鳥取市では、Society5.0 時代（国が提唱する未来社会の構想。AI や自動走行車など、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（内閣府））を生きる子どもたちが、主体的に考え、他者と協働しながら、よりよい社会を創り出していく力を育むために、教育における ICT を基盤とした先端技術の効果的な活用を進める「鳥取市 GIGA（Global and Innovation Gateway for All）スクール構想」に取り組んでおり、1 人 1 台端末環境等に対応した ICT 環境の整備・充実を図る。

・省エネルギー化・脱炭素化の推進

「2050 年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設の推進について」の報告書を踏まえ、費用対効果を勘案しながら、省エネルギー化・脱炭素化を推進していく。具体的には、屋根や外壁の断熱、自然光の有効利用、自然換気、LED 化、高効率空調、複層ガラスなどの導入を検討していく。

・地域に開かれた学校

授業での児童・教職員の利用のみならず、地域住民も利用することができる多目的教室（多目的ホール）の整備を検討し、地域に開かれた学校を目指す。

・維持管理しやすい建物

建築費用だけでなく、今後の保守点検費用や修繕費用等のライフサイクルコストを考え、維持管理が容易かつライフサイクルコストが削減できる建物を目指すことを検討する。

・可能な限りの木材の利用

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」および「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、木材による快適な学習環境や木材を通じた学習機会の形成による教育的効果の向上、材料製造時の炭素放出量が少ない省エネ材料であることによる地球環境への配慮、地域財等を活用することによる地域の風土、文化への調和等を目指し、校舎建設に当たっては、コスト等を踏まえながら可能な限り木材を利用することを検討する。

5 主な想定施設

主な想定施設は以下のとおりとする。

普通教室	17室（特別支援学級4室含む）
特別教室	理科室・準備室、音楽室・準備室、図工室・準備室、家庭科室・準備室、図書室・準備室等
多目的教室	多目的教室（多目的ホール）
管理諸室	校長室、職員室、保健室、会議室、放送室、教育相談室、職員更衣室、教材室、印刷室、倉庫、配膳室 等
放課後児童クラブ	専用室の設置に加え、特別活動室等との共用を検討する
屋内運動場	屋内運動場（空調整備）
外構等	植栽、フェンス、駐車場、車いす使用者用駐車場（屋根付き）、防球ネット、防火水槽 等
グラウンド	遊具、200mトラック
プール	鳥取市立学校プール施設のあり方に関する検討委員会で検討中（中間報告において、総合支所エリアは、公共・民間プール活用の可能性が高いことが示されている。） ※「鳥取市立学校プール施設のあり方に関する検討委員会」では、鳥取市の小・中・義務教育学校のプール施設の老朽化により、児童・生徒における安全・安心の観点からも更新が必要な時期に差し掛かっていることから、学校プール施設のあり方について、更新費用が多額であることやプールの維持管理等について教職員の負担が重い等の課題等を整理し、また、民間スイミングスクールの活用も含めた最適な方向性について検討を行っています。

第3章 基本計画

1 基本計画の概要

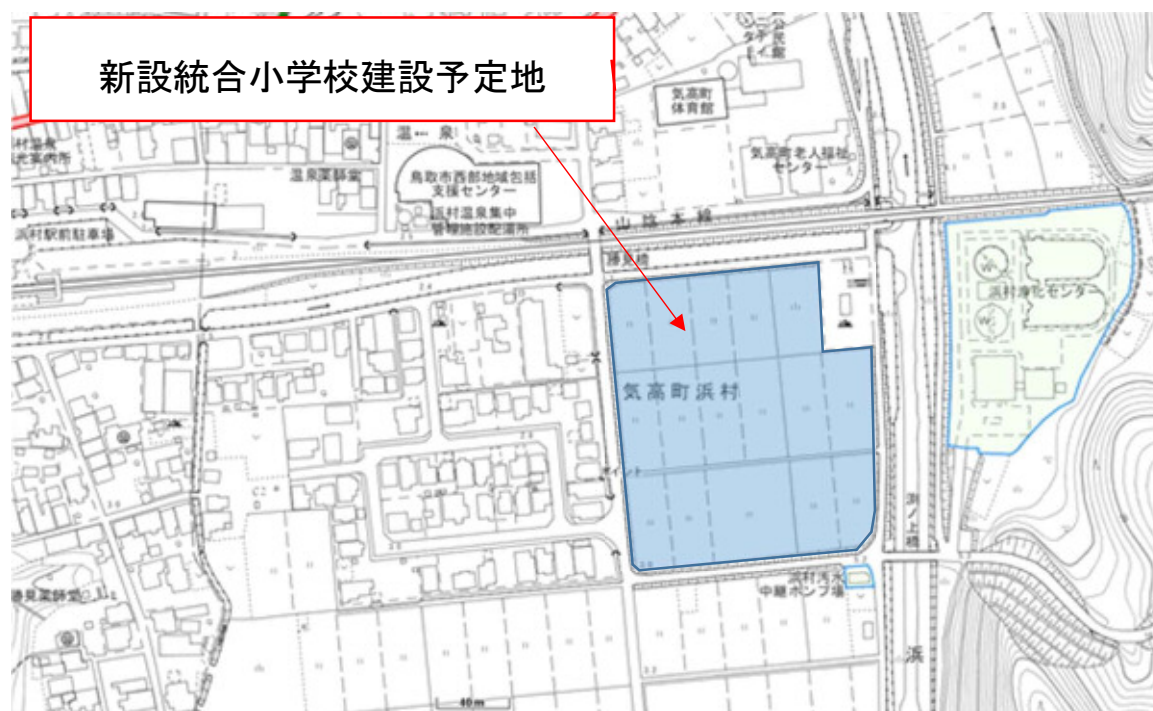
基本計画は、基本構想における施設のコンセプト、主な想定施設、施設規模等に基づき、統合小学校の配置計画、諸室計画等に関する基本的な考え方を整理し、設計等の指針とする。

2 敷地与条件・法規制等

(1) 建設予定地の状況

所在地	鳥取市気高町浜村
敷地面積	約 20,000 m ²
用途地域	なし
防火・準防火	非該当
地域・地区等	気高都市計画区域（非線引都市計画区域）
建ぺい率	10分の7
容積率	10分の40

(2) 位置図



(3) インフラ整備状況

項目	内容
道路 西側	市道浜村乙亥正線 ※道路拡張予定
道路 南側	市道日光勝見線
上水道	建設予定地西側にφ50 またはφ65、南側にφ50 の上水道管が敷設されている。
下水道	建設予定地西側及び南側にφ500 の下水道管が敷設されている。
電気	建設予定地北側・西側・南側に既設電柱あり

3 施設規模

(1) 計画学級数

学級数 17（普通教室 13＋特別支援学級 4）

※鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学級編成基準に基づく学級数の算定

（小学校 普通学級：30 人、特別支援学級：7 人）

学年別児童数及びクラス数（令和 13 年度将来予測児童数）※令和 7 年 5 月 1 日現在の将来予測児童数

項目	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	計
児童数	38	41	49	50	63	45	286
クラス数	2	2	2	2	3	2	13

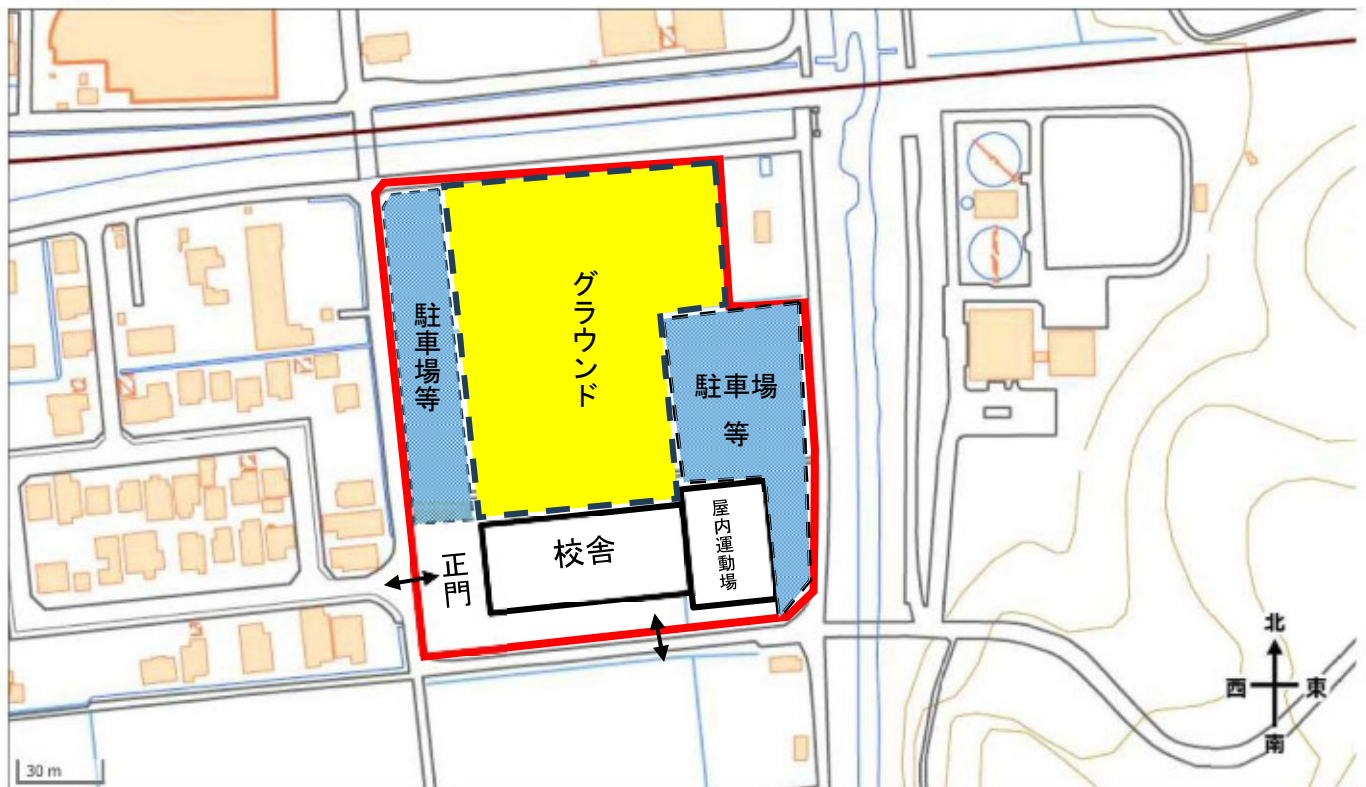
特別支援学級は、年度によって児童数の変化、障がい種別の変更可能性を考慮し、4 学級を整備するよう計画する。

(2) 施設規模

校舎の規模は、普通学級 13 学級、特別支援学級 4 学級とし、必要十分な諸室計画とするが、将来的に児童・生徒数が減少することを踏まえ、合理的かつコンパクトに整備していくことを基本とする。

4 配置計画

敷地：約 20,000 m²



出展：地理院地図（国土地理院）を加工して作成

学校予定地の南側に校舎等建物を配置することを計画する。理由としては、以下の通り。なお、最終的な配置は設計段階において決定することとする。

【配置計画理由】

- ・校舎について、東側・西側に配置する場合と比較し、南に面した教室を多く確保可能、教室の前が住宅地に面していない。
- ・屋内運動場について、近隣住宅地に隣接しておらず、夜間休日等の学校開放での利用での影響は少ない。
- ・グラウンドが整形で利用しやすい。
- ・北側・西側に校舎等を配置する場合と比較し、騒音等の西側住宅地への影響が少ない。

5 諸室計画

(1) 各諸室の仕様・配慮事項

(校舎)

- ・校舎は3階建てを基本とし、周辺への影響、普通教室等の日照・採光・通風等に配慮する。
- ・内装等に可能な限りの木材の利用を検討する。

①普通教室

- ・普通教室は、日照・採光・通風等の良好な環境を確保し、校舎の南面への配置に配慮する。
- ・同一学年の普通教室は、同一階及び同一区画にまとめた配置を検討する。
- ・タブレット端末の保管棚を確保した計画とする。
- ・個人、学年に応じた持ち物が収納できる十分なロッカースペースを確保した計画とする。
- ・教室内外の掲示面を充実させた計画とする。

②特別支援学級

- ・特別支援学級は、普通教室と同様に南面への配置に配慮する。
- ・同一階にまとめた配置、職員室及び保健室との連絡、トイレ等の利用に配慮した位置に計画する。

③多目的教室

- ・各教室から利用しやすい位置に、学年集会、異学年交流、軽運動等が可能な広さを確保する。
- ・地域住民も利用できるような多目的教室（ホール）とし、児童・教職員、地域住民との動線等に配慮する。

④特別教室

- ・特別教室は室の共有や特別教室ゾーンとして整備するなど、効率的な施設利用となるよう計画し、利用する学年や利用形態に応じ、普通教室から移動しやすい位置に配置する。
- ・実験の準備、資料の作成、教材等の保管場所として、特別教室横に準備室を整備する。教科内容に応じ、屋外と容易に連携することのできる配置とする。
- ・学習活動に伴い、騒音・振動・臭気等が発生する教室は、他の空間に過度の影響を与えないように配置する。

⑤管理諸室

- ・各教室と行き来しやすい配置にする。
- ・職員室は、教職員が連携、働きやすい快適な執務環境を確保する。
- ・職員室は、打ち合わせスペース、教材収納スペースを備え、更衣室・給湯室・印刷室を近接する。
- ・職員室は、グラウンドを見渡せる等、防犯対策や緊急対策がしやすい配置となるよう計画する。
- ・保健室は屋外から直接出入りでき、緊急車両が横付けできる1階に配置する。
- ・教育相談室は、相談者のプライバシーへの配慮、カウンセリングしやすい落ち着いた空間づくりに配慮し、計画する。

⑥昇降口

- ・学年ごとの下足棚を整備する。

- ・車いす利用者への対応として、スロープの設置、段差の解消等バリアフリーに配慮した計画とする。
- ・昇降口前に悪天候時の屋根スペースの設置を検討する。

⑦トイレ

- ・自然採光や通風を確保し、誰もが利用しやすく明るいトイレ空間を整備する。
- ・適切なブースの広さを考慮しながら、必要な数を確保するよう計画する。
- ・児童用トイレ、教職員・来客用トイレ、バリアフリートイレを設置する。
- ・大便器は洋式トイレ（温水洗浄機能付き）とする。
- ・バリアフリートイレは各階1つずつ設けるよう計画する。
- ・床は乾式とする。

（放課後児童クラブ）

- ・放課後児童クラブの基準（鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鳥取市条例第29号））に基づき、専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上とし、1室の児童の数は、おおむね40人以下として検討する。
- ・現在の放課後児童クラブ登録児童数（令和7年度：106人）を踏まえ、専用室が3室必要となることから専用室を設けるか、または特別活動室等を共用することを検討する。
- ・屋内運動場と行き来しやすい位置に配置する。
- ・学校の児童用玄関とは別の玄関を設置する。
- ・静養室、事務室を整備する。

（屋内運動場）

- ・屋外から直接出入りできる出入口を設置し、トイレ等の付属施設は児童・教職員の利用のほか、地域開放時や災害時等に独立利用しやすいように整備する。
- ・高齢者や車いす等の利用を考慮し、多目的トイレ、スロープ等の設置を計画する。

（外構等）

- ・安全面を配慮し、防球ネットをグラウンド外周部に設置することを計画する。
- ・十分な駐車スペースが確保できるよう計画する。
- ・車いす利用者駐車場（屋根付き、2台程度）を整備するよう計画する。
- ・大型バスや緊急車両の進入等に配慮した計画とする。バスの回し場を検討する。
- ・緊急時の児童引き取り等に対応できるように車両のスムーズな動線を計画する。
- ・安全な児童の登下校、車両の進入等ができるように、周辺の道路環境等を考慮しながら、正門等の出入口の配置を計画する。
- ・「鳥取市景観計画」及び「鳥取市緑の基本計画」を踏まえた必要緑化面積に配慮した計画とする。

（グラウンド）

- ・200mトラックの設置を計画する。
- ・遊具は、授業等で利用する鉄棒のほか、ブランコ、滑り台の設置を検討する。

（プール）

鳥取市立学校プール施設のあり方に関する検討委員会で検討中（中間報告において、総合支所エリアは、公共・民間プール活用の可能性が高いことが示されている。）

※下記に示す部屋・数は現時点における概算であり、コスト等を踏まえ、設計段階において最終決定を行う。

(校舎)

区分	室名	数	備考
普通教室	普通学級	13	
	特別支援学級	4	
	小計	17	
特別教室	理科室（準備室含む）	1	
	音楽室（準備室含む）	1	
	図工室（準備室含む）	1	
	家庭科室（準備室含む）	1	
	図書室	1	
	特別活動室	2	※児童クラブと共用を検討
	小計	7	
多目的教室	多目的教室（多目的ホール）	1	
	小計	1	
管理関係室等	校長室	1	
	職員室	1	
	印刷室	1	
	保健室	1	
	職員更衣室	1	男女別
	給湯室	1	
	放送室	1	
	教育相談室	2	
	会議室（ミーティング）	1	
	教材室・倉庫	適宜	
	配膳室	1	
	小計	11	
共用部分	児童用トイレ	5	5 階分
	職員・来客用トイレ	1	1 階部分
	バリアフリースイレ	6	
	昇降口	1	
	廊下	6	6 階分
	階段	12	3 階×2×2 棟
	EV	1	
	小計	32	
放課後児童クラブ関係	専用室	3	
	静養室	2	
	事務室	1	
	トイレ	0	学校と共用を検討

	バリアフリースイレ	0	学校と共用を検討
	昇降口	1	
	廊下	1	
	小計	8	
	総計	75	

(屋内運動場)

区分	室名	数	備考
屋内運動場	アリーナ	1	
	ステージ	1	
	控室	2	
	器具庫	1	
	トイレ	1	
	バリアフリースイレ	1	
	更衣室	1	
	玄関ホール	1	
	総計	9	

(屋外運動場)

区分	室名	数	備考
屋外運動場	屋外運動場	適宜	200mトラック
	遊具	適宜	鉄棒、ブランコ、滑り台
	防球ネット	適宜	高さ 10m程度、防砂ネット付き
	マンホールトイレ（トイレベンチ）	適宜	
	かまどベンチ	適宜	
	防災倉庫	適宜	

(外構工事)

区分	室名	数	備考
外構	植栽	適宜	必要最低限（緑化率：敷地面積の3%以上（鳥取市景観計画））
	外灯	適宜	
	駐車場、駐輪場	適宜	
	防火水槽	1	

6 構造計画等の検討

(1) 耐震性能

気高地域新設統合小学校は、児童・教職員が生活の場として、1日の大半を過ごすとともに、学校開放や災害時に地域住民が利用することを考慮し、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）に基づき、十分な耐震安全性が確保される構造とする。

大地震動後も構造体の大きな補修をすることなく建物を使用できることを基本とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるように構造の安全性を確保できる設計とする。

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

(2) 構造

校舎及び体育館の建築にあたり、主な構造である鉄骨造（S造）、鉄筋コンクリート造（RC造）、木造について、比較検討を行う。メリット・デメリット、コスト、安全性、機能性、工期等を踏まえ、設計段階において構造区分を最終決定することとする。

構造区分	メリット	デメリット
鉄骨造（S造）	・ 比較的工期が短い ・ 現場作業の省力化 ・ 軽量化（基礎工事費に影響）	・ 建物が揺れやすい ・ 施工時に大型重機が必要 ・ 外壁の仕様が限定的 ・ シールの打替え等、修繕費が高い ・ 外壁廻りに多くの2次部材（下地）が必要
鉄筋コンクリート造(RC造)	・ 学校建築として実績も多く、歴史も長い ・ 建物の揺れが小さい ・ 複雑な建物形状に対応可能 ・ 遮音性は木造より優れている	・ 比較的重量が大きい（基礎工事費に影響） ・ 躯体工事が天候に左右されやすい
木造	・ 湿度の調整効果がある ・ 室温を均一に保ちやすい ・ 軽量化（基礎工事費に影響）	・ 木材の劣化対策が必要 ・ 木材はシロアリ等に弱い ・ 県内東部に集成材の工場がない ・ 遮音性は鉄骨造、鉄筋コンクリート造より低い

(3) 設備計画

設備は、安全性・快適性・省エネルギー性・機能性・経済性・メンテナンス性等を考慮し、計画するものとする。また、近年の猛暑等への対応、児童・教職員の快適な生活環境の実現のため、特別教室を含めた各教室への空調整備を行う。

①電気設備計画

ア 照明・電灯コンセント設備

- ・自然採光の積極的な取り入れ、高効率型器具、初期照度補正のような省エネルギー型器具等の採用を積極的に行い、照明負荷の削減について、十分配慮した計画とする。
- ・照明はLED照明を導入し、各室の利用に応じた消点灯方法（エリア別人感センサーの導入、消し忘れ防止策）とし、省エネルギー化を図る。

イ 情報通信設備

- ・校内全体で高速で安定した無線LAN環境を整備し、普通教室及び特別教室でのタブレットを活用した授業、体育館・屋外で行う様々な活動に対応できるよう配慮する。
- ・有線LANが必要な部屋においては利用することができるよう整備する。
- ・LAN技術の革新に対応できるよう配線・ネットワーク機器交換の容易な設備を設置する。

ウ 誘導支援設備

- ・必要に応じ、出入口等にインターホン等を設置する。
- ・多目的トイレに非常呼び出し装置を設置する。

エ 校内放送・テレビ受信

- ・職員室からグラウンドを含めた校内全体への放送設備を設ける。
- ・テレビ放送受信設備の設置を適切に行う。
- ・非常放送設備を適切に整備する。

オ 受変電設備

- ・受変電設備、分電盤、制御盤等について、適切に整備する。
- ・受変電設備の高層化を検討する。

カ 警備設備

- ・警備システムは、機械警備を行い、監視カメラ等を整備する。
- ・不審者が侵入した場合等の緊急時に事件発生を知らせるように緊急通報設備を整備する。

②給排水衛生設備

- ・衛生器具類は、ユニバーサルデザインに十分配慮しつつ、節水型の器具を採用する。
- ・水洗の個数、配置及び配管の経路は、支障なくかつ効率的に水の供給を行うことができるように適切に整備する。
- ・屋外における教育活動の実施を考慮し、必要に応じ、足洗い場等の設置を計画する。

③空調換気設備

- ・空調設備は管理諸室、図書室、特別教室、普通教室等へ導入し、各諸室において快適な環境が整備されるように配慮する。
- ・各室及び体育館等については、室温が高温とならないように、自然換気に十分に配慮する。

(4) 防災計画

- ・防災倉庫、マンホールトイレ（トイレベンチ）、かまどベンチの設置を検討する。
- ・防災面を考慮しつつ、避難所が開設されても学校の再開が可能な動線を計画する。

- ・避難所として利用される場合に、安全に過ごすことができる設備・空間を計画する。

(5) 環境計画

省エネルギー化・脱炭素化の推進を検討する。具体的には以下の項目について検討する。

- ・屋根・壁・床等の高断熱化
- ・開口部の断熱・日射遮蔽（複層ガラス・高性能サッシの導入）
- ・昼光利用・自然採光の有効利用
- ・高効率空調、空調設備と調和のとれた換気設備（全熱交換機、CO2 センサー等）、LED の導入 等



校舎における技術導入イメージ

出典: 文部科学省資料

7 整備スケジュール

開校までの整備スケジュールを次の通り示す。なお、現時点におけるスケジュールであり、今後の検討に伴い、変更の可能性もある。

